

高島鞆之助と今井兼利と銀座*

経済学部経済学科教授 三崎 一明

1

『華族列伝国乃礎』高島鞆之助の項につきの一文がある¹。

「同日(明治14年12月28日) 東京和田倉門内より失火の節罹災者へ金三十円を施与候
賞として木杯一個下賜」

明治5年(1872)2月26日午後3時²、和田倉門内の兵部省添屋敷(旧会津藩邸)から出火し、折からの強い西風にあおられて大蔵省紙幣寮、司法省を焼き、また明治初期の民間洋風建築の最大の建物である築地ホテル館、さらには築地本願寺を焼き、木挽町3丁目にあった由利公正東京府知事官舎を焼き、銀座・京橋・築地を含む28万8,000坪、2,900戸、41ヵ町を焼き払う大火が起こる。鎮火したのは午後10時であり、被災者は5万人、死者は4名となる³。

明治5年2月26日は、太陽暦だと1872年4月3日の春である。寒い冬ではない。春先の午後3時という明るい時間帯に、火の気の無いところから、和田倉門から銀座方面にふく強風下に出火している。高島の履歴には「失火」と記載されている。ところが誰が失火したのか、失火の原因は何か判明していない。当時、西郷隆盛は参議、大蔵省御用掛、陸軍大将である。

同年1月14日、日吉町から出火して、銀座の南にあたる出雲町、金六町(現在の銀座7、8丁目)の6ヵ町、177戸を焼失しているの、それにつづいてのこの地域における火災である⁴。さらにこれより前、明治2年12月28日午前1時、元数寄屋町2の米屋のかまどから失火して、焼失家屋

* 本稿を書くにあたって、追手門学院大学附属図書館相互利用係の方にお世話になったことを感謝いたします。

1 杉本編(1893)p. 228.

2 新暦では4月3日である。日本史籍協会編(1978A)p. 173.

3 宮内庁編(1969)p. 650.損害保険料率算定会(1956)p. 71, 畑(1952)pp.59-60, 東京都編(1955)pp.13-18. 損害保険料率算定会(1956)は出火時間を午後2時としている。ここでは午後3時を採用する。

4 東京百年史編纂委員会編(1972)p. 432, 損害保険料率算定会(1956)p.71.

3,400戸, 22人の死者をだす。南鍋町, 山下町, 加賀町, 八官町, 山城町, 檜屋町を焼き払い, 被害区域は尾張町, 銀座町, 木挽町, 新橋, 汐留, 愛宕下まで33カ町, 14万6,000坪におよんでいる⁵。くわえて, 明治3年9月8日には, 倒壊家屋も出るような大暴風雨にも罹災し, 明治4年7月19日には, 津波で鉄砲洲一帯が被害にあっている⁶。明治5年2月の銀座には, 過去2回の火事, 数回に渡る暴風雨, 津波に罹災した人たちが不満足な状態で居住していたと思われる。

2

明治元年11月19日に, 幕府時代からの各国との修好条約にもとづき, のびのびになっていた東京を開市する。そのため鉄砲洲一帯を外国との交易市場とし, そこに外国人居留地(築地居留地)を開設する。交易上, 横浜との連絡のため東京・横浜間の連絡が必要となり, 鉄道敷設が計画される。明治3年3月19日に, 鉄道掛を設置し, 同月25日には東京・横浜間に鉄道敷設のため, 測量を始めている。また, 同じ明治3年に, 幅員2間(3.64メートル)の粗造木橋であった新橋を, 鑄鉄手摺つきの橋に改架している⁷。

築地ホテル館は, 幕府が居留地とした築地における外国人の旅館として, 軍艦操練所跡に計画され, 二代清水喜助(1815-1881, 清水建設創業者)が建築し, 明治元年8月から11月の間に竣工する。完成した時には幕府が瓦解していたため, 二代清水喜助が経営もひきうける。ただこれの原設計は, イギリス人ブリジン(Bridgens,R.P.)—新橋停車場, 横浜停車場の設計者—で, 二代清水喜助が設計にどの程度の関与をしたのかはわかっていない。敷地面積7,000坪の一角に建てられた建物は和洋折衷の木造であり, 平屋が104坪79で26室, 本館1階725坪89で37室, 2階717坪83で39室, 合計客室は102室である。さらに3階部分は45坪41, 4階部分は9坪71, 塔屋部分が3坪06あり, 総建坪は合計1,606坪69である。3階, 4階に客室はない。宿泊料は食事込みで3ドル(9分)である⁸。このホテルは築地居留地不振のため, 明治4年から休業している。大火時も休業中である。築地ホテル館焼失跡地と周辺4,055坪は海軍用地として使用されるようになる⁹。

3

火事をみてすぐに, 由利が建言し, この建言に西郷隆盛, 板垣退助らが賛成する¹⁰。たしか

5 損害保険料率算定会(1956)p. 69, 岸上(1898)p. 63.

6 東京市京橋区役所編(1983)p. 1083.

7 東京都編(1955)p. 13, p. 15.

8 堀越(1973)pp. 13-29, p. 101, 藤井・玉井(2006)pp. 337-338.

9 東京都編(1957)pp. 136-137.

10 由利(1940)p. 400. 由利公正は明治3年12月2日に賞典禄800石を授与されている。

に、東京府は火災の翌日2月27日に「本家作見合」を各区の正副戸長に通達している。また翌日の2月28日には、明治政府は工部省に命じて、焼失跡を測量させている。測量の目的は「道幅取上げ」のためである¹¹。

第老大区

正副戸長

昨廿六日類焼に及び候町々、御詮議之次第有之候間、本家作致し候儀は、暫時見合候可致候事。

壬申2月27日

東京府

これをみると、火事を機に銀座の道路拡幅とともに、銀座をレンガの町として再建することを考え、それを正式に決めたのは同年2月29日であり、煉瓦石建築の通達を出すのは火災より4日後の2月30日であるということになる。建築予算額は約180万円である。当時の政府予算は4,873万円¹²で、政府予算の約4%にあたる額である。

由利の官舎はこの火事で焼失している。東京府庁は幸橋内の大和郡山藩の上屋敷にあった。また、当時、参議大隈重信は築地の西本願寺の隣、5,000石¹³の旗本戸川安宅の邸跡やすいえを与えられている。その横に工部大輔伊藤博文が住んでいるが、当時は岩倉使節団とともにアメリカである。

大蔵大輔井上馨も由利と同様の建言をおこなっている。明治5年3月4日に煉瓦石建築の建議を正院に提出している¹⁴。築地の大隈重信邸に、伊藤博文、井上馨、渋沢栄一らが日夜集まり¹⁵、国事に関していろいろ議論したときに、新橋とつながる銀座一帯を整理することも含まれていたとのことである。それゆえ、火事ののちすぐに再建築として、不燃性の煉瓦街建設を提案したとのべている。大隈によれば、築地の屋敷には、三條実実、岩倉具視、大久保利通、さらには山内容堂たちもしばしば訪問したということである¹⁶。

また三島通庸は、明治4年11月7日に東京府6等出仕となり、同月15日に東京府権参事となり、明治5年1月13日に従6位に叙せられている。三島は、同年2月26日の火災にあい、銀座煉瓦街建築に大いに尽力したのは自分であり、由利には別の考えがあったとかいている¹⁷。こんな文章がある¹⁸。

11 東京都編(1962)pp. 828-841.

12 同上, pp. 402-403.

13 5,000石か、3,000石か明確でない。日本史籍協会編(1978B)pp. 543-544.

14 東京都編(1962)pp. 821-822.

15 沢田(1978)p. 188. 大隈の屋敷を、築地の梁山泊と称していた。

16 円城寺(1938)pp. 350-351.

17 鹿児島県維新史料編さん所編(1974)1巻, p. 704.

18 東京都編(1962)pp. 843-844. 三島千束とあるのは、千木の誤りで、三島通庸のことである。

「火災を可免ため往来を広くし、煉瓦石を取立候様為致候はば、必此程の如き火災の憂有之間敷、実に至急の議に付き、(略)昨夜東京府権参事三島千東に談判、同人も同意致し、右の趣由利知事へ委曲申談候処、往来を広く致し候は素より同意に候へども、家屋作方改正は、人民の自由を妨げ、却って難渋及び候族も相成り可申、(略)先従前の通り自由に任置候方可然との見込にて、同意無之段今朝三島千東罷越申聞候間、右の趣は、由利知事より直に政府へ申上候に談判致置候。」

明治5年2月30日に、明治政府が煉瓦建築の通達を東京府に出したことを大蔵省に通知する。これはそれを受けて、大蔵省が政府に書いた上申書の一部である。

歩道と車道を別にするために道路を拡幅するということは、諸外国からの要求もあって、明治4年4月に東京府は政府に提案し、同年4月5日に許可されている。明治4年末の東京府の人力車数は約4万台である。さらに馬車加わる。ところが道路を拡幅するためには、人家の立ち退きが必要である。とくに土蔵を動かすことには抵抗が強くて、木造の橋を鉄製の橋にするのと異なり拡幅工事は遅々として進んでいなかった¹⁹。この火事でこれが一挙に進捗する。

由利東京府知事は、2月27日の時点では、道路幅の拡張のため「本家作見合」を布達する。2月30日に、明治政府は、道路幅拡張とあわせて煉瓦街の建築を命令している。2月27日から30日の間に、明治政府は煉瓦街の建設を決めたことになる。明治政府にこれを決めさせたのは、おそらく大蔵大輔井上馨である。由利は従来からの方針である道路拡幅には賛成するが、罹災者には迷惑だとして、煉瓦街の建設には反対している。由利は3月にも正院に東京府の発展のためには、東京府の道路・橋梁および家屋を改善すべきとの建言をおこなっている²⁰。家屋の改善であって、煉瓦つくりにせよというものではない。

由利の反対にあって、井上は3月4日にあらためて正院に建議したものとおもわれる。大蔵省の方針どおり煉瓦街建設が確定し、以降は東京府もそれに参加することとなる。大蔵省との折衝のなかで煉瓦街建設に賛成していた東京府権参事・建築掛三島通庸も、これ以降積極的に煉瓦街建設にかかわるという図式と推測される。

銀座煉瓦街建設にかかわる鉄道開設の話である。大隈重信は築地の隈邸での議論を経て、鉄

19 東京都編(1955)pp. 11-13.

20 色川・我部(監修)内田編(2000)p. 604.

道敷設(東京・横浜・神戸間と京都・敦賀間)と電信架設の急務、そのため外債を発行して必要な資金をえることを、伊藤博文とともに建言する。井上馨、渋沢栄一は時期尚早として反対し、大久保利通も逡巡する。とくに、前原一誠は激しく反対する。黒田清隆も反対派のひとりであった。これを岩倉具視が調整して、鉄道敷設が決まる。このときの岩倉の言²¹に明治初期のものごとの決まり方が推測できる。

「余儀ない訳で此の度東京に御遷都になったが、併し祖宗千有余年来の山陵が皆な京都の方にお残りなのだから、祖宗に対せられる御孝道として、陛下には時々御参拝にならなくてはならぬ。けれども御行幸が屢次あっては其の度に沿道の地方民を悩ませて大変である。さればといって其の為に御墓参が出来ぬとあっても困る。道德の源は孝にあり、孝は百行の本である。併しそれを汽車で御通過になれば何でもない。時間の短いばかりか、万事が簡易に出来る。だから、陛下の御孝道のために此の鉄道は誠に大切である。」

これで鉄道敷設が決定し、明治3年3月19日に鉄道掛を設置し、同月25日から東京・横浜間の鉄道工事に着手する。明治5年5月7日、品川・横浜間で仮開業して、同年9月12日に新橋・横浜間で鉄道が開業する。銀座の火事は、鉄道開業前の同年2月26日である。

ところで、木挽町一帯には、外国人居留地建設のために、築地を強制的に追い出された人たちが、移転して住んでいた。この人たちも罹災者のなかに含まれている。このとき、横浜の為替会社の頭取原善三郎、金子平兵衛、吉村幸兵衛、藤木惣兵衛、増田嘉兵衛は、明治5年2月30日に500両を寄付する。また同年3月1日に横浜東洋銀行頭取ロッセルから、築地の大隈邸での話のとおりとして、大蔵省の渋沢栄一個人宛に1,000ドルの寄付金が寄せられる²²。

大蔵大輔井上馨、大蔵省3等出仕渋沢栄一が義捐金を募ることを建言する。明治5年3月4日、井上馨は政府に大蔵省職員に寄付金を募ることを申し入れ、また寄付金を煉瓦街建設資金の一部にすべきであるとの建言をしている。同月5日には、渋沢栄一は東京府に、100円の寄付をすることを文書で伝え、東京府民としての寄付であり、大蔵省と関係ないことを断っている。井上の建言を受けて、政府は同月5日、三條実美太政大臣、岩倉具視右大臣、そして西郷隆盛、板垣退助、大隈重信、木戸孝允各参議の名で、各官庁の有志職員から俸給に応じた寄付金を募ることになる。岩倉、木戸は外遊中である。2等官200円、3等官100円、4等官50円、5等官40円、6等官30円、7等官20円、そして15等官は2円である。このとき明治天皇から2,000円、皇后か

21 円城寺(1938)p. 357.

22 東京都編(1955)pp. 31-33. 1円=一両=1ドルである。

ら1,000円の寄付があり、大蔵省官員6,289円、陸軍省官員3,578円、開拓使官員2,374円、正院1,776円、東京府官員1,414円、司法省官員1,094円、式部寮286円75銭、大学南校教師クリフイス57円93銭7厘、東京為替会社5,000円、横浜港内商人有志3,000円、為替三井組1,000円、協救社200円等の寄付がある²³。

高島はこのとき侍従であり、明治4年9月28日に侍従はそれまでの5等官から6等官に改正されている²⁴。6等官に定められた寄付金額30円を高島は寄付したものとおもわれる。明治14年(1881)12月28日にこの賞として木杯1個を下賜されている²⁵。このなかに開拓使からの義捐金もある。堀基は開拓権判官で5等官である。5等官に割り当てられた40円を寄付している²⁶。

この寄付金の一部、総額で13,334円68銭7厘、1戸あたり3円24銭2厘、1人あたり89銭4毛6を罹災者に分配する。このとき罹災者が受け取るのは、火災当日の救米50石²⁷と寄付金の一部だけである。残りの寄付金について、井上馨、渋沢栄一等大蔵省側は煉瓦街建設資金として使用しようとし、由利公正東京府知事は罹災者に使用すべきと主張し、寄付金の残額は大蔵省に置いたままとする。

5

火事による罹災者の状況である。小木はつぎのような例をあげている²⁸。出雲町2番地に住む吉村嘉六は、明治2年12月28日の元数寄屋町の火事²⁹に罹災し、家を再建した途端、明治5年1月14日の日吉町の火事に罹災し、采女町に引越しする。同年2月26日の和田倉門内の兵部省添屋敷からの出火にあい家を類焼した。それで今回の火災をまぬがれた出雲町に家を建築した。ところが煉瓦街建設のために、立ち退きを命じられ、自力で他所に引っ越すのは困難であると窮状を訴えている。煉瓦街建設のために、今回の火災を逃れた竹川町、出雲町の住民で、立ち退きを命じられている41人のひとりである。大蔵省土木寮建築局はこの嘆願を却下する。しかし住民の再三の願いにより、明治5年8月20日から50日を限度として立ち退きが猶予されることとなる。西郷隆盛を含めて、大蔵省が、明治政府が煉瓦街建設をいそいでいたことは間違いない。これを決めるのは大蔵省であり、西郷隆盛は大蔵省御用掛、大蔵省の責任者である。東京府知事由利公正は同年5月から東京にはいない。

23 東京都編(1955)pp. 33-39.

24 石井編(1981)第5巻, p. 362.

25 杉本編(1893)下, p. 228.

26 杉本編(1894)p. 52.

27 畑(1952)p. 60.

28 小木(2006)p. 53-54.

29 損害保険料率算定会(1956)p. 69, 午前1時の出火で、焼失戸数は3,400戸、焼死者22人を出している。原因は米屋のかまどの火である。

このとき大蔵省土木寮にいたのが、大阪偕行社附属小学校初代設置者今井兼利である。今井は、明治4年10月20日に土木権助になっている。そして土木助になるのは明治6年7月22日である³⁰。この期間、今井は大蔵省土木寮の土木権助である。銀座周辺の住民に強制立ち退きを強いたのは大蔵省土木寮であり、今井はその幹部の1人ということである。今井は明治4年8月5日に大蔵省営繕少祐となり、同月10日には営繕権助になっている³¹。明治4年10月8日に大蔵省営繕寮は廃され、工部省土木寮が大蔵省土木寮となっている³²。

明治5年2月26日の銀座一帯の大火のまえ、2月8日に、参議・大蔵省御用掛西郷隆盛が今井某に宛てた手紙がある³³。

四・五日は不埒をいたし、狩に参り居り候処、御手紙下され候由、何卒御仁免くださるべく候。陳れば伐木の儀、今朝より参朝仕り候間、談じ掛け候処、早、東京府より段々数所にこれあり候旨申し出相成り候由、然しながら大山と申す所へ過分の立木これあり、六郷川を下し候えば、訳もなく相達し申すべく候に付き、その段は信吾へ打ち合わせ置き候旨、大隈より承り候間、只今より大山迄伐り取り方差し遣わし、夫より川下し相成り候ては急速の間に合わず候に付き、東京中にて伐り取り候方宜しかるべき旨申し述べ候え共、一向承知の模様もこれなく候故、落札の者も山床所持の向きにてはこれなき由に候えば、尚更遅引相成るべき旨少し匂わせ候処、早くも悟り候筋に相見得、直様転じてお急ぎの筋に相決し、今日は大蔵へお達し相成る賦に御座候間、今日相下らず候わば、明日は決まって相下るべしと存じ奉り候に付き、ご安心下さるべく候。此の旨略儀ながら書中を以て御意を得奉り候。頓首。

2月8日

西郷

今井様

今井兼利は当時、大蔵省土木寮土木権助である。工事等にかかわる材木調達の際は、大蔵省土木寮の管掌事項である。にもかかわらず、参議大隈重信がこの件にかかわり、しかも今井あるいは西郷の考えと異なるので、西郷が調整した結果、大隈は自分の案を取り下げる。案が、西郷のものなのか、今井のものなのかはわからないが、それが今日か、明日には決まるという内容の手紙である。文面に「ご安心下さるべく」とあるので、今井の案あるいは今井が支持する案とおもわれ

30 大内・土屋編(1962)3巻, p. 314, p. 328.

31 同上, p. 311.

32 同上, pp. 314-315.

33 西郷隆盛全集編集委員会編(1978)pp. 224-226. この本の脚注で、今井某は、今井一兵衛兼利の可能性があるとされている。

る。今井兼利の職掌から考えて、手紙の「今井」は、今井兼利であるとおもわれる。いろいろな相談に応じている西郷隆盛も、銀座煉瓦街の早期建設に反対はしなかったと思われる。明治政府全体が銀座煉瓦街の早期建設を望んだことは推測される。

6

芳野世経のはなしである³⁴。

「当時の東京府知事が由利公正氏。此人が又実にムテツパチな遣方をする役人で、今から考えると、よくもあんな暴虐な事をやったものだと感心する位、其遣方の跡を見ると、非立憲とか没常識とか云う事を通越して、殆ど古の暴君も三舎を避けるような、非常手段ばかりやったものである。(略)

扱その非常手段とは如何言うものかと言うのに、今日の所、土地収用法でドシドシと民有の家屋敷を毀ち、愚図愚図云うものは容赦なく退転させてさしてしまう、何でも漢でも、高圧一方の高飛車で、ビシビシと遣っ附けていく。」

住民をドシドシ追い出したのは、ここでは東京府ということになっている。煉瓦街建設にかかわって、住民を追い出すことを命令するのは大蔵省であるが、どちらであれ、明治政府、東京府が非常識なやり方で住民を立ち退かしたのは事実である。

明治5年5月25日、由利公正府知事に変わり、大久保一翁が府知事に任命される。このとき、由利公正府知事は対欧使節団とともにロンドンにいる。大久保利通は条約改正交渉に全権委任状が必要なことをアメリカに指摘され、委任状をえるため一時帰国する。明治5年5月17日、大久保は委任状を携え再度渡米する。このときに条約改正をアメリカだけではなくヨーロッパとも交渉しようとしたため、寺島外務大輔をイギリスに、東京府知事由利公正をフランスに派遣することを決め、由利は東京府知事のまま大久保と一緒にアメリカ号に乗る。そして渡欧後、同年7月19日付けの免官通知をロンドンで受け取ることになる。由利は東京府知事を罷免され、東京府知事でないものを使節団においておくわけにはいかないと岩倉具視から通達され³⁵、明治6年2月10日に帰国させられる。他方で、府知事が外国に滞在しているために、東京府は対外的な折衝ができないという理由で、明治5年5月25日、大久保一翁が府知事に任命され、この間2人の府知事が存在することになる。2人も府知事はいないということで、由利は同年7月19日付けの免

34 篠田(1941)p. 3, pp. 13-14. 芳野は千葉県で、嘉永2年(1849)11月に生まれ、東京府会副議長を経験している。

35 東京都編(1955)p. 116.

官となるということである。この経緯をみると、由利を東京府知事からはずすために、わざわざとられた処置と考えられる。さきにみたように府知事由利公正と大蔵大輔井上馨との考えがとなり、それを調整するのに時間がかかる。そうすると銀座煉瓦街建設が遅延することになる。建設を急ぐ政府は、大蔵大輔井上馨の意見を選択し、府知事由利公正を辞めさすことを決める。どのような理由かはわからないが、単純に由利を更迭できなくて、このような手段を選んだものとおもわれる。銀座煉瓦街建設事業について大蔵省と方針が異なるまま、由利が渡欧することが何を意味するかは、渡欧の話があった時点でおそらく由利もわかっていたはずである。さらには由利を信用すること大であった西郷隆盛、板垣退助³⁶も了解していたとおもわれる。

由利が国外に行くとともに、煉瓦街建設事業は東京府の手を離れ、井上馨、渋沢栄一等の大蔵省に完全にゆだねられ、明治5年7月9日に布達される。煉瓦街建設は大蔵省土木寮建築局が担当し、のち内務省営繕寮の所管となって完成することになる³⁷。明治6年5月14日には井上馨大蔵大輔、渋沢栄一大蔵省3等出仕ともに銀座煉瓦街の完成を待たずに免官となる。これよりまえ、同年5月9日、大隈重信は大蔵省事務総裁になり、西郷隆盛は大蔵省御用掛をやめている。

その間、寄付金をどのように処分するのかが据え置かれたままにされ、結局明治7年12月23日の内務卿大久保利通の太政大臣三條実美に対する提案により、東京府の主張とおりに明治8年3月、火事発生3年後にして、罹災者に配分されることとなる。理由は、煉瓦街建設資金にくらべたら、寄付金額はわずかでしかない。わずかなお金を資金の一部にしても役にはたさない。役に立たなければ、寄付金の意味がないということである。井上馨大蔵大輔が、寄付金の一部を建設資金に使用しようとしたのは、政府財政が当時逼迫していたこともひとつの理由であろう³⁸。2回目に配布された額は、20,837円19銭2厘である。ただし、元金は18,901円75銭であり、利子分が1,935円44銭である。第1回目に配布された人と同じ人に配布され、その数は14,975人で、戸数では4,113戸である³⁹。一戸あたりでは5円6銭6厘余であり、1人あたりでは1円39銭1厘余ということである。ところで、1回目の13,334円68銭7厘とあわせて、寄付金の総額は32,236円43銭7厘ということになる。

7

設計は、大蔵省大蔵大輔井上馨の推挙したイギリス人トーマス・ウォートルス(T. Waters)一

36 沢田編(1978)p. 315.

37 東京都編(1955)pp. 102-105.

38 沢田編(1978)p. 391, 井上は、後年になって、寄附金はわずかであったといっているが、それを被災者に渡すことには反対した。

39 東京都編(1955)pp. 45-47.

大蔵省土木寮御雇一が担当する。月給は630円である⁴⁰。三條実美太政大臣の年俸は9,600円、参議は6,000円である。参議の月給は500円で、ウォートルスの月給よりも安い。

建築に必要な大量の煉瓦を供給するために小菅村に窯を築いて、煉瓦を製造する。銀座の建築が終わると、民間に払い下げている。明治11年に小菅に集治監ができると、再びこれを買収して、集治監に属させ、明治15年の皇居造営のさい、ここで焼いた煉瓦が使用されている⁴¹。明治19年7月、集治監に収容されている囚人数は約1,500人で、そのうちの1,100人が煉瓦製造に従事している。製造能力は1ヶ月115万本内外であり、同年8月中旬には新しいドイツ式の竈が完成し、1ヶ月145万本の能力を持つようになる。このころ諸官庁は煉瓦の発注をおもむね小菅集治監にしていたようである⁴²。

明治6年10月、銀座煉瓦街、1等煉瓦地の区域(京橋以南の大通り)がまず完成する。京橋・新橋間の道路は歩道と車道を区分したもので、幅15間(27.3メートル)、松、桜、楓の並木で飾られる。車道が8間(14.56メートル)の広さで、砂礫をしいて平板にしたものであり、歩道は3間半(6.37メートル)ずつの煉瓦を敷いたものである。

街路樹はいまと異なり歩道ではなく、車道に植樹され、最初は道路の角にはおもに松をうえ、そのあいだに桜と楓を交互に植樹する。ところが馬車公害で砂塵などの砂埃のため松や楓が枯れ、そのかわりに槇をうえ、桜をおおく植えるようになる。桜は毛虫がおおい、あまり花が咲かない、枯れる、槇は日光をささげり、冬は寒い、枯れる等のため、議論ののち柳を植樹することとなる。一時に変えたのではなく、枯れた樹木に替えて柳をうえている。結果がよいので枯れた樹木に替え柳をうえつづけ、明治20年頃に街路樹はすべて柳となる⁴³。銀座煉瓦街は洋風を意図したものであるが、松、桜、楓という日本的な植樹をしているのはおもしろい。桜の品種は東京名産のソメイヨシノだったのかどうか、また楓がもみじだったのか洋種の楓だったのかはわからない。松、桜、楓以外にも植らしき樹木が銀座に植樹されていたのはまちがいない。明治6年10月から明治7年12月の冬に撮影された銀座の写真に松ではない常緑樹が写っている⁴⁴。

40 同上, p. 63. ウォートルスはオランダ読みで、正しくはウオーターズであろうと、同書p. 60で、著者川崎房五郎は推測している。東京百年史編纂委員会編(1972)p. 931に、ウォートルスの月俸は350円、契約期間2ヵ年とあるが、東京都編(1955) p. 65によると、このウォートルスはアルパート・ウォートルスのこととおもわれる。A. ウォートルスはT. ウォートルスの補助として、明治5年5月1日から2年間、月給350円でエ・シリンフォルとともに雇われている。

41 堀越(1973)p. 105. ウォートルスは、鹿兒島藩の集成館御雇として来日しており、大阪造幣寮(明治4年2月5日竣工)、竹橋近衛兵舎等を設計している。藤井・玉井(2006)pp. 342-343.

42 中山(1959)pp. 307-308.

43 東京市京橋区役所編(1983)pp. 104-105, 「当時の写真にも桜や松や槇や柳が」みられるとある。東京都編(1955) pp. 151-152では、松、楓、桜、堀越(1973)p. 105では、松、桜、梅等、また篠田(1937)pp. 179-180では、松柏、楓、桜となっている。

44 石黒(1998)pp. 137-139. 『京橋区史』のいう「当時の写真」が1葉なのか、複数をさすのかどうかわからないが、すくなくともこの写真はその1葉であるとおもわれる。この写真に柳は写っていない。写真の常緑樹を、石黒は槇あるいは檜と推測している。

東京府は、明治8年11月以降、街路樹の知識についてある程度はもっていたとおもわれる。明治8年11月10日、皇城の堀端に植栽する樹木について東京府は博物館に照会している。博物館は、並木に適した落葉樹、湿地帯に適した樹木、西洋で植えられている並木に分類して、具体的に樹木名を挙げて回答している。桜、もみじは並木に適した落葉樹に、柳は湿地帯に適した樹木、洋種の楓は西洋で植えられている並木に分類されている⁴⁵。

ところで、銀座の柳は一時姿を消す。大正10年、後藤新平市長のとき、銀座の車道を拡張するとともに、柳のかわりにイチヨウを植樹することが計画され、柳はすべて取り除かれる。これに反対するものが多く、そのため東京市は柳を除去する理由を通告している。理由は、洋風建築にあうのは日本的な柳ではなく、イチヨウのほうが適しているというのがひとつ、ふたつには、掘り返した結果、健康な柳が144本、不健康なもの71本、枯死したもの81本であり、半数以上に問題があることがわかったことである。このことから東京市は、柳が街路樹には不適當であると結論している。銀座に柳が復活するのは、昭和5年である⁴⁶。

京橋・新橋間に85基のガス灯が設置されるのは、明治7年12月18日である。これも明治5年2月に、府知事由利公正はガス灯のイギリスからの購入を高島嘉右衛門に託している。

当時の道路幅は、3間～5間であることを考えると、歩道、車道合わせて幅15間の広さは、当時の道幅の3倍から5倍の道路を建設したことになる。このとき由利は、ニューヨーク、ワシントンの道路幅が24間、ロンドンが25間という例あげて道路幅25間～30間を主張したようであるが、却下されている。江戸は8間、田舎街道は4間であったので、8間に4間を加えて12間にきめられる。これを由利がすくなくとも20間は必要であると論じて、15間幅の道路に到着したようである⁴⁷。

こんな話がある。ウォートルスが道路を15間幅にしようと計画したのをみて、反対するのは川路利良である。「日本は将来貴国以上に発展するのであるから、銀座の如き首府目貫の大道は、盡く25間か30間幅位にして置かんと困る」と抗議し、これに納得したウォートルスが設計を30間幅に変更する。しかし、大蔵省と工部省が言語道断としてこれを退けたとある⁴⁸。川路利良は、明治4年12月に東京府典事になっている。銀座の大火の時は東京府典事である。三島通庸は東京府権参事として、銀座煉瓦街は自分が推進したといい、いままた銀座に30間道路を提案したのは、川路利良東京府典事であると伝えるひとがいる。このことから、当時東京府のなかでは、銀座煉瓦街についておおいに議論をしていたことは推測される。また大蔵省も道路幅を拡張する急先鋒でありながら、さらに広げる案には反対したようである。由利は、煉瓦街が大蔵省の案とお

45 東京市役所編(1916)pp. 675-678.

46 東京市京橋区役所編(1983)pp. 105-107.

47 由利編(1940)pp. 401-402.

48 篠田(1941)pp. 12-13. この話をしているのは芳野世経である。

り建設されるのをみて、大蔵省が予定していた道路幅拡張以上のものを主張したのかもしれない。

京橋・新橋間の銀座通りが1等家屋(洋風煉瓦造り2階建て)、その他の大通りが2等家屋、新道と横町は3等家屋を建築することとし、1坪につき1等63円、2等50円、3等42円で払い下げられる。そのうち3分の1は即納であり、残額は150ヶ月の月賦である⁴⁹。

京橋以南の煉瓦街建設は、明治10年(1877)6月9日に終了する。そして、大正12年(1923)9月、銀座煉瓦街は焼失する。

明治6年(1873)12月9日午前2時頃、神田東福田町の紙くずや永田善兵衛宅から出火し、5,752戸を焼失、被害地域48カ町におよぶ大火⁵⁰であるが、高島が寄附をした形跡はない。また大蔵省が寄附を募った形跡もない。明治5年2月の銀座の火事は、明治政府には特別のものであったことはまちがいない。

参考文献

- 石井良助編(1981)『太政官日誌』第5巻、東京堂出版。
- 石黒敬章(1998)『統幕末・明治のおもしろ写真』平凡社。
- 色川大吉・我部政男(監修)内田修道編(2000)『明治建白書集成』第1巻、筑摩書房。
- 円城寺清(1938)『大隈伯昔日譚』京口元吉校訂、富山房。
- 大内兵衛・土屋喬雄編(1962)『明治前期財政経済史料集成』第3巻、明治文献資料刊行会。
- 小木新造(2006)『東京時代 江戸と東京の間で』講談社。
- 鹿児島県維新史料編さん所編(1974)『忠義公史料』1巻(鹿児島県史料)鹿児島県。
- 岸上質軒(1898)「明治初年の社会風俗」瀬沼茂樹編『文明開化』現代日本記録全集4、筑摩書房、1968。
- 宮内庁編(1969)『明治天皇紀』第二、吉川弘文館。
- 西郷隆盛全集編集委員会編(1978)『西郷隆盛全集』第3巻、大和書房。
- 沢田章編(1978)『世外候事歴維新財政談』明治百年史叢書、原書房。
- 篠田鈺造(1941)『銀座・築地物語絵巻』高山書院、紀田順一郎編『近世世相風俗誌集』1、クレス出版、2006。
- 杉本勝二郎編(1893)『華族列伝国乃礎』下、華族列伝国乃礎編輯所(霞会館、1991)。

49 堀越(1973)p. 105.

50 損害保険料算定会(1956)p. 72.

杉本勝二郎編（1894）『国乃礎』後編上，華族列伝国乃礎編輯所（霞会館，1991）。

損害保険料率算定会（1956）『日本の大火』技報堂。

東京市京橋区役所編（1983）『復刻 京橋区史』1，2，飯塚書房。

東京市役所編（1916）『東京市史稿』皇城篇第4.東京市役所。

東京都編（1955）『銀座煉瓦街の建設』都市紀要3，東京都。

東京都編（1957）『築地居留地』都市紀要4，東京都。

東京都編（1962）『東京市史稿』市街篇，第52，東京都。

東京百年史編纂委員会編（1972）『東京百年史』第2巻，東京都。

中山泰昌編著（1959）『新聞集成明治編年史』6巻，財政経済学会。

日本史籍協会編（1978A）『陰陽暦対照表』続日本史籍協会叢書，東京大学出版会。

日本史籍協会編（1978B）『幕末小史』続日本史籍協会叢書，東京大学出版会。

畑市次郎（1952）『東京災害史』都政通信社。

藤井恵介・玉井哲雄（2006）『建築の歴史』中央公論新社。

堀越三郎（1973）『明治初期の洋風建築』南洋堂書店。

由利正通編（1940）『由利公正傳』由利正通。

（付記） 引用文について，仮名遣いを新仮名遣いに改めた箇所，漢字を当用漢字に改めた箇所がある。